

慶 弔 規 定

第 1 条 本会の対象は会員及び生徒とする。

第 2 条 会員並びに生徒に対する慶弔は次のとおりとする。

(1) 死亡について

ア 会 員 10,000 円

イ 生 徒 10,000 円

(2) 感謝状の贈呈について

ア 会員で特に功労のあった場合

第 3 条 前条までの規定の外特別の事情のある場合は、運営委員会の協議により決定する。

第 4 条 本規定の改正は、運営委員会で行い総会に報告する。

付則(1) 本規定は昭和 61 年4月26 日より一部改正する。

(2) 本規定は平成 8 年1月20 日より一部改正する。

(3) 本規定は平成 11 年3 月6 日より一部改正する。

(4) 本規定は平成 13 年3月17 日より一部改正する。

(第 2 条, 第 3 条, 第 6 条 削除)

(5) 本規定は平成 19 年4月21 日より一部改正する。

(第 2 条 (2) 削除)

(6) 本規定は平成 29 年4 月1 5 日より一部改正する。

(第 2 条 (2) ア 削除)

(7) 本規定は令和 3 年4 月10 日より一部改正する。

(第 2 条 (1) ウ 削除)

参考 削除した慶弔規定

第 2 条 本会の慶弔費は特別会計とし、年額120円を P T A 会費と同じ要領で納入する。

第 3 条 本会の慶弔費については残金を生じたときは、次年度に繰越し他に流用することはできない。

第 6 条 本規定に定める慶弔費の収支については、会計監査を受け、総会に報告する。

第 2 条 (2) 傷病について

ア 生徒が休校 1 カ月以上の場合 5,000 円

イ 教職員が休校 1 カ月以上の場合 5,000 円

第 2 条 ア 運営委員・会計監査委員として 2 年以上の場合